

社説

郵船會社重役の責任

郵船會社が過日の總會に於て無配當を決議するや一部
の株主中には此際會社の積立金を減じて株金の配當に
充てんと希望する者ありて既に臨時總會の請求に及び
たれども到底通過の見込みなきを以て先頃右の議を撤回
したりと云ふ即ち株主自から其非を悟りたるものにして
斯る忽忽の舉動に賛成者の少なきは當然の事なれば
も更に我輩の所見を以てすれば今度の無配當に就ては
會社の重役は於て充分の責任を任ぜざる可らざるもの
ありと信するなり會社營業の實際を聞くに當半期には
兼て外國に注文したる新造船の到着しなせるもの尙ほ
多からずして在來の船舶を以て外國の航海に充つる始
末なるを以て航海獎勵法に依て得る金額も甚だ少な
のみならず歐米航路も創業日尙ほ淺く費途も意外に増
加して收支相償はざる有様なれば無配當は已むを得ざ
る次第なりと云ふ簡單至極にして無配當も致方なしと
して歸するの外なきが如くなれば一方より考ふるに
當半期に會社の收益少なかりしは不時の天災等に出で
たるに非ず歐米航路の損失に由るものにして斯る損失
は當局者に於て豫期する能はざる所なるやと云ふに決
して然らず今日の成行を呈するは航路開始の當時より
明白なる所にして若し當局者にして豫め其損失を避
けんとせば相應の手段を講ずるに充分の餘地ありた
るに然るに從來當局者の爲す所は却て反對の方針に出
でたるもの如し即ち戰爭中不時に得たる巨額の利益
は如何に處分したりやと云へば配當準備として永く會
社に積立て置くべきを爲さず其過半は株主に分配して
新株の拂込に充て預額は本年の上半期に於て盡く株主
に分配し終り之が爲めに會社は常に一割以上の配當
を維持するを得たれども前途の收益も計り知る能はざ
るに安りに其餘金を處分するが如き淺慮の甚だしきも
のにして今日無配當の失弊を招きたる原因は畢竟茲に
在りと云はざるを得ず多量に繰り算段にて世間普通
以上の配當を爲し營業の繁昌を裝ひつゝありし間は會
社の株式も相當の價を保ちたれどもいよゝ無配當の
失弊を蒙りたる今日に於ては何人も會社の前途に就
て掛念を懐かざる者なきは必然の成行にして斯る不始
末を招きたるは重役の責任が一時株主の甘心を蒙るの方
便とし餘金の在るに任せて漫に配當を試み前途の難關
に注意を怠りたるが爲めなりと云はるも辯解の辭な
かる可し郵船會社の株主は目下三千七百五十餘名にし
て其内には自から投機専門の者もあらん或は無活に株
式を買入る商人もあらんされども又會社が國中の大
會社にして其株式も希少な財産たるを見て非常の信
用を蒙り得んは郵船會社と同様の者にて株式を所有す
る者も少なからざる可し是等の入々は多くは株式の
配當に依て一家の生計を営むものにして例へば五十株
を所有する者は一割の配當を得るとして一年二百五十
圓の收入れば之を以て小供の教育費に充つるなど給
養費として配當金に充てしむる處に然らば無配當と
せざるまでも自から他の生計費を節するなどの不幸と

見るもならん種々の如く株主の生計に意外の損害を
生ぜしめて一方ならぬ迷惑を掛けたるは重役の不注意
に因るものなりとすれば重役たるものは株主に對して
義務上の責任を免かれざる可し或は商賣上には義務上の
制裁なしとの説もあらんには債務の賦は始らく之を細
き單に營業の利害より云ふも前半期には一割を配當し
後半期には全く無配當なる非常の激變を見るべきは會
社の株式が自から信用を失ふは當然の事にして毎半期
の配當を見込みて株式を所有する者皆の株主は次第に
會社を見離し其株式は自から相場の浮沈變動に乗じて
一時の奇利を博せんとする投機業者の手に入るに至る
可し會社の爲めに謀れば諸實なる資産家の株主に多
く其利益を望みしき所にして投機業者の流が多敷く占む
るは只其動亂の種子を種く過ぎざるのみ會社の營業
業上には由々敷妨害を見るをならん郵船會社重役の處
置は取らざるは斯る不始末を促すものにして當に株
主に一時の迷惑を與ふるのみならず會社永遠の利害よ
り云ふも非常の不幸と云はざるを得ず事の不始末か
の如きにも拘はらず株主中に之を問ふものなきは我輩
が解するに苦しむ所なり

市街鐵道の公設と私營

我輩の所見を以てすれば右諸項の實行は必ず一様に市
の手を借りざる可らずと云ふ道理なり事業の實により
て或は之を市に屬せしむるを利ありし或は之を私人
に任するを上策とする等其間に得失の存せんふ疑を
容れず例へば水道の如きは市に欠く可らざるものにして
人民の生命及び市街の繁榮に至大の關係を有するも
のなり斯るものは或は其工事の難きが爲に市の手を以
て敷設する事有るべく或は水道の如き全市の命脈を握
る大機關を一人に任するは危險なりといふ議論より
り市有と爲すとも有るべく又或は市自身が大部分の資金
を使用する爲に自ら所有するを經濟なりとするより私
人に委ねざる事もあらん更らに一例を挙げれば市街の
點燈なり是も右第三項の諸項中第十六以下と全く趣を
異にし市自身が燈火の過半を負擔するものなれば失
張り自ら全體の負擔を掌握するを利ありとするならん
然して市の事業の可否に就ては意見を以て主眼とすべ
き事勿論なれば之を直轄にせんか將開辦の手段即ち請
負の方法に託せんかを定むるは一に其價の廉と不廉と
に在りて存すべきものとす但し理論上より見れば市若
し其必要とする式の燈火を直轄するに止まらざれば決
して利益を剩し得るの理なし之に反して市用及び民
の兩方を合して一組織の下に在らしめば大仕掛の通則
として市用許りの小仕掛より遙に廉く點燈するを得べ
き筈なり若し之に反すと思はるる場合もあらば然る假
に市用費用を分離せしめて見るべし必ず直に其不經濟
なるを發見せん或は全市の公用燈火を一切私有に歸
せしめたりと定めて一考するも大小燈火の料金は容
易に算明するを得べし然しながら鐵道、汽船、電話、電
信、有線の如きものに至りては右に挙げたる水道燈火
などとは迥ひ市用する所値に其一小部分に止り一般公
衆の用ふる所其大部分を占むるが故に市の經濟を以て
他の不經濟を牽連せしむるの虞ありし加へて之を一

二市街に施して成功したる例を以て直に立論の定規と
なし右等の諸機關を專ら市に所有し歸せしむべし
と囑ふるは蓋し大早計なる不通論なり世上幾多の論客
は鐵道等の營業が市有財産の幾分を使用するを以て又
或は此等營業が獨擅の傾向を以て私有を不可とし必
ず市の事業と爲さざる可らずと唱ふれども若し左様な
る論法が行はるべきものならば論者は更に一步を進め
て一切の客馬車、荷馬車、乘用馬車、蒸氣電氣の發動
機關、使屋呼出の仕かけ等些々も市が公衆の爲に
設置せる物件の恩を蒙るものは盡く之を市有に歸せし
むべしと論せざる可らず否更に數歩を進めて苟も國家
公産の便を借るの營業及び裝置は舉て之を國家の有に
歸せしむべしと論せざる可らず是れ彼土地共有論などい
ふ純粹社會主義と相違するも僅に一步の間ならん
のみ然しなから若し彼等論者にして市有論論を止め其
代として利益の多き事業は盡く市有とし利益の僅小な
る事業及び利益皆無なる事業は私人をして營ましむべ
る

新年紙面の廣告縮切

新年の時事新聞は廣告依頼者特に多きを以て取扱上
餘儀なく左の通り申込期日を定め候に付き右御承知の
上至急御申込み相成度候

新年紙面の廣告縮切

一月一日掲載の分 十二月廿八日迄
一月二日掲載の分 十二月三十日迄
但し一月一日の第一紙面及び最終の紙面は既に約束
済みとなりたれば御依頼に應じ難く候

歳末年始も休刊せむ

しと淡泊に打出さしめ却て極端の社會主義擁護に陥る
患なく安全に其説を主張するを得べし尤も現今行はる
る市有論も其粉飾を撤去すれば何れも皆此意に外なら
ず若し所謂經濟論云々言葉が「錢を儲る」といふ意味に止
る譯にも有らば更に間然すべき所なく天晴の市有論
にて一考を興ふるの價値あるべし然し若し此論法を以
て一切公益事業の公設私營を決定する定規と爲さんか
市有論者は一問題の出る毎に必ず其事業が非常に巨額
の純益を有すべき事を證明せざる可らずさりとては費
用多しと云べし

新年初刊の時事新報

新年一月一日の時事新報は例の如く數十面の
大新聞を發行し且つ當日は少女狗兒
を愛する圖を題して本紙一面大
の精巧優美なる畫附録を添へ一箇月以上の購讀
者には無料進呈し其他に對しては附録共一部
金十二錢を申受可し

新年初刊の時事新報

新年一月一日の時事新報は例の如く數十面の
大新聞を發行し且つ當日は少女狗兒
を愛する圖を題して本紙一面大
の精巧優美なる畫附録を添へ一箇月以上の購讀
者には無料進呈し其他に對しては附録共一部
金十二錢を申受可し

新年初刊の時事新報

新年一月一日の時事新報は例の如く數十面の
大新聞を發行し且つ當日は少女狗兒
を愛する圖を題して本紙一面大
の精巧優美なる畫附録を添へ一箇月以上の購讀
者には無料進呈し其他に對しては附録共一部
金十二錢を申受可し

新年初刊の時事新報

新年一月一日の時事新報は例の如く數十面の
大新聞を發行し且つ當日は少女狗兒
を愛する圖を題して本紙一面大
の精巧優美なる畫附録を添へ一箇月以上の購讀
者には無料進呈し其他に對しては附録共一部
金十二錢を申受可し

代の

以上の不都合は
たる後は成るべ
り成るべく多く
う人の感心する
派にし説明を明
足を止めしめ後
仕掛けざる可ら
るも裸體のまじ
願の榮を興ふべ
に決して
いふ通り馬子も
べし物品展覽の
業者は夙に此の
所なし業より
相違なきも一は
好く見ゆる事と
るに非ず平生よ
割り「コウイ
の金を擲ち數物
は「窓飾り」で
に生活する位の
店舖に「見せ」
て長買は深く購
を墨守する者今
示さるる多し
て兎角見せる事
よしと心得飾箱
はいつも見物の
の比々皆然か
を付せず相當な
るもの有り己が
可し尤も此處
警なれば其事務
通せざる人々な
ふべきは漫行の
預りて其始末を
に任する態度に
の失せぬ邦人の
功と立んと思ふ
めて共同の計畫
場全體の調和に
無能なく可きも
掃し眞によく
人物として渡
出品人又は漫行
も不都合なるは
り素より同一種
にするは當然な
るの標準なり或
付し或は其品限
る程度を付し或
算し或は之を忽